

四、空母修業時日より九時六、一時日付二電五毛控之下九時
 日一時日付五電控之下
 五、一日以上地方の出張の時より一付二電控之下
 六、修業時日付二電五毛控之下(深由)
 七、退職手当の支払(修業)
 八、工場衛生設備の支払
 九、賃金の支払
 十、脱衣場の設置
 十一、材料の整理と修業場の片付け安全十の支払

法人

修業場
修業場

(昭和四年四月乃至五月分)

①工場蔵物(公債)社(四〇〇一、二、四)

改定地 山好後月郡高尾町三五

労働者 七三名(内七二九名)

男 三三名

女 三名

本園就任後、労働者の毛切工ノミニラ四月十九日土曜日を以て修業

主大塚地ニ此等毛切工ノミニラ五月二十五日及迄毛切工内ニ

修業場ノ修業ニ決断セテ修業ノ為ニ十二月十二日ニ修業場

修業場ノ修業ニ決断セテ修業ノ為ニ十二月十二日ニ修業場

修業場ノ修業ニ決断セテ修業ノ為ニ十二月十二日ニ修業場

修業場ノ修業ニ決断セテ修業ノ為ニ十二月十二日ニ修業場

修業場ノ修業ニ決断セテ修業ノ為ニ十二月十二日ニ修業場

財團 局 開 會